

諮問第 2 号

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室に関し、次のとおり行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 4 第 4 項の規定により諮問する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 2 人

異議申立件数 2 件

2 異議申立人及び申立ての年月日

	異議申立人	申立年月日
1	足立区梅田在住者	平成 2 4 年 3 月 7 日
2	足立区梅田在住者	平成 2 4 年 4 月 2 4 日

3 異議申立ての趣旨

足立区長が平成 2 4 年 2 月 2 4 日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立ての理由

各異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入室不承認決定を違法・不当なものと主張する。

- 1 入室不承認となった児童は、保護者等の就労及び保護者以外の児童を保育する者の不存在により、授業終了後保護育成に欠ける状態であるにもかかわらず、入室不承認の決定をすることは、足立区立学童保育室条例第1条に規定する「保護者の保護育成に欠ける児童を保育し、正しい生活習慣の指導を通じて、児童の健全な育成を図る」という目的に著しく反しているものである。
- 2 児童福祉法第1条第2項は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定し、第6条の3第2項に「授業の終了後」の「適切な遊び及び生活の場」として学童保育が位置付けられ、さらに第21条の10で市町村は「利用の促進」に努めることとされている。しかるに、入室不承認となった児童の授業終了後の保護が保障されないことは、児童の健全な発達を危うくするばかりでなく、親の働く権利をも危うくすることになり、到底容認できるものではない。
- 3 入室承認基準は、保護者の勤務時間等について、基本となる勤務時間のみで判断しており、実際の勤務状況等を考慮するものとなっていない。